

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
1月24日
(金曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(山口市) (森林整備課) 一
- 公告
土地改良区役員の届出(農村整備課) 一
下関都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 二
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 二



山口県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和二年一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市上宇野字風呂ヶ谷一〇五三三の一、字片測一〇五三三、一〇五三三第一、一〇五三三第一の一から一〇五三三第一の八まで、一〇五三四の一、一〇五三五の一、字折屋一〇五三六の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(一〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和二年一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
山口市阿知須土地改良区	理事	中尾 晴海	山口市阿知須四〇三五の四
〃	〃	井本 達彦	〃
〃	〃	石丸 公彦	〃
〃	〃	長尾 誠大	〃
〃	〃	国重 隆夫	〃
〃	〃	藤好 洋行	〃
〃	〃	藤井 和男	〃
〃	〃	村田 孝	〃
〃	〃	東 義則	〃
〃	〃	芥川 忠利	〃
〃	〃	堅田 良登	〃

二 退任した役員
松崎 繁秋 〃 〃 五五五四

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所

山口市阿知須土地改良区 理事 兼重 隆文 山口市阿知須一七二二

松崎 宏紀 〃 〃 五四六四

井本 達彦 〃 〃 八〇四

久保田睦男 〃 〃 八二九二の一

石丸 公彦 〃 〃 六〇四〇

中尾 晴海 〃 〃 四〇三五の四

竹重 信義 〃 〃 二一七七の三

長尾 誠大 〃 〃 一五一七の一

国重 隆夫 〃 〃 八〇四三

福富 稔賢 〃 〃 六八九九の一

堅田 良登 〃 〃 八〇四七

松崎 繁秋 〃 〃 五五五四

(一一) 下関都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画風致地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画風致地区壇之浦風致地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事